

第五十一回国会 法務委員會議録 第十三号

(二五三)

昭和四十一年三月十日(木曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細迫 兼光君

理事 鍛冶 良作君

理事 中垣 國男君

理事 森下 元晴君

理事 山口シヅエ君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検事(大官房司法) 鹽野 宜慶君

法制調査部長

委員外の出席者

判(最高裁判所事務局長) 寺田 治郎君

判(最高裁判所事務局長) 矢崎 憲正君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

判(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

その補欠として賀屋興宜君及び西村榮一君が議長の名で委員に選任された。

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特例法案、及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 それでは最高裁判所裁判官退職手当特例法案について御質問いたしたいと思います。この法案を出された理由は、やはり在野法曹または学者というふうな分野から最高裁判所裁判官になられた方について特に配慮した面にあると思ふわけですが、それで参考資料の中にもございますけれども、現在の最高裁判所裁判官の構成でも申します、在野法曹、あるいは学者のほうからなられた方がどういうことになっておるか、それからいままですの方面から来られておやめになった方がどういうことになっておるか、それから全部のうち何人が在野から出

られ、また学者から出られ、また各キャリアの裁判官から来られるというふうな内規があるのかどうか、そういう点についてまずお尋ねいたしたいと思います。

○鹽野政府委員 最高裁判所の裁判官で現にいらつしやる方の最高裁判所にお入りになる前の職歴につきましては、お手元に差し上げてございませう。最高裁判所裁判官退職手当特例法案参考資料、法務省から提出してあるものの三三ページ二四ページ、表で申しますと第八表でございませう。これに長官以下の最高裁判所の裁判官のお名前が記載してございまして、右のほうの欄にその前職が記載してございまして、右のほうの欄にその前職が記載してあるわけでございます。現在の裁判所の方々はこのような状況でございます。それからすでに退職なさった方々につきましては、同じ表の中段以下に並べてございませう。長官といたしましては、すでに退職なさりましたのは三淵長官と田中耕太郎長官でございます。その他裁判官の方々が在野裁判官以下お名前を並べてございませう。現在までに退職された方々は二十八名、さようなことになっておるわけでございます。その最高裁判所にお入りになる前の職歴につきましても、同じように一覽表の右の欄に記載してあるわけでございます。

○大竹委員 それでは在野法曹からあられた方、それから学者からあられた方、裁判官からあられた方が何人、何人というところはきまつておるのでございませうか。

○鹽野政府委員 最高裁判所の裁判官の任用資格につきましては、御承知のとおり裁判所法の規定によりまして、職見の高い、法律の素養のある年齢四十歳以上の方ということでありまして、ただし、そのうち少なくとも十人は十年ないし二十年、多年法曹の分野で仕事をなさった方であることが必要であるという規定があるわけでございます。

特にどういふ分野から何名というふうな分布につきましては、規定がないわけでございます。

○大竹委員 それでは次にお聞きしたいのでありますが、これはこういうところでおっしゃっているものか悪いものかちょっとわからぬ、疑問の点もあるわけですが、それぞれの分野によつて選考の方法が違ふんじゃないかというふうにも思われるわけがあります。お差しつかえなかったら、たとえば在野法曹から選ぶときにはどういふ選考方法をしておるのだということも、お聞かせいただきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 任命につきましては、御承知のとおり憲法の規定によりまして、最高裁判所の長官につきましては内閣の指名に基づいて天皇が任命することになっております。その他の裁判官につきましては内閣が任命することになっておるわけでございます。そこで任命の手続と申します、方法についてのお尋ねと存じますが、これは内閣の重要な人事の権限でございまして、事務担当といたしましては内閣官房が担当いたしておるわけでございます。そこで私も法務省は直接の所管ではございませぬので、手続の詳細は存じておりませんが、私どもが聞いております限度では、最高裁判所の裁判官が定年なりあるいはその他の事由で退職なさいますと欠員が出ますと、内閣官房のほうで事務手続を始めます。選考につきましては、内閣総理大臣を中心とした内閣において、いろいろその場合、その場合、適宜な方法で選考なさいます、指名ないし任命を決定している、かように承つております。

○大竹委員 これは聞くとところによりまして、戦後現在の制度になったときに、たしか選考審議会というふうなものがある、審議をしたというところを聞いておりますし、その後法律ですか、規定は現在はないということだということも

三月九日

委員中嶋英夫君辞任につき、その補欠として横山利秋君が議長の名で委員に選任された。

同月十日

委員賀屋興宜君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び竹谷源太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君及び竹谷源太郎君辞任につき、

第一類第三号

法務委員會議録第十三号

昭和四十一年三月十日

第一類第三号

法務委員會議録第十三号

昭和四十一年三月十日

第一類第三号

法務委員會議録第十三号

昭和四十一年三月十日

第一類第三号

法務委員會議録第十三号

昭和四十一年三月十日

第一類第三号

聞いているわけであり。私は、そういう審議
会とでも申しますか、選考委員会とでも申します
か、そういうようなものがやはりいまだお話だと
事実問題としてあるようでございますので、ある
程度規則に基づいたそういうものがあるべきが至
当だし、あつたほうがいいと思つておりますが、
その点どういふようにお考えですか。

○鹽野政府委員 任命に関する諮問委員会につ
いてのお尋ねと存じますが、先ほど私の御説明申
上げたところから、何か實際上任命諮問委員会式
のものがあるのではないかと、いふふうにおとり
だいたように承りましたが、私の御説明申し上げ
ましたのは、必ずしもそういう委員会式なもの
があるという趣旨ではございませんので、そのつど
適宜な方法で選定していく、こういうことを申し
上げたにすぎないのでございます。その点、修正
さしていただきたいと思います。

そこで、裁判官の任命諮問委員会の問題でござ
います。これはすでに御承知のとおり、裁判所
法の制定当時には、裁判所法の三十九条の最高裁
判所の裁判官の任命の規定の四項、五項にこの任
命の諮問委員会の規定があつたわけでございます。
四項には、「内閣は、第一項の指名又は第二項の
任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問し
なければならぬ」として第五項に「裁判官任
命諮問委員会に關する規程は、政令でこれを定め
る」という規定がございまして、この規定に基づ
きまして、政令で裁判官任命諮問委員会規程が設
けられていたわけでございます。そこで、最高裁
判所が発出した場合の第一回の裁判官の任
命は、この諮問委員会の諮問を経て任命されたわ
けでございます。ところが、その後間もなく、こ
の裁判所法の三十九条四項、五項が削除されたの
でございまして、これは昭和二十三年の法律第一
号で削除されて、同年の一月一日からさうな
諮問委員会はなくなる、こういうことになってき
たわけでございます。そこで、法律によつて、こ
の諮問委員会の規定を削除いたしました際、その
理由として述べられておりますところは、この種

の委員会は、ややもすると形式に流れ過ぎて、所
期の効果をあげられないといふことと、それから
人事に關する責任の所在を不明瞭にするおそれ
がある、かようなことで、この諮問委員会という
のが削除されました。したがつて、政令も廃止さ
れる、こういうことになつたわけでございます。
その後、この諮問委員会につきましては、現在ま
でかような委員会は置かれていないわけござい
ます。先ほど私が御説明申し上げましたように、
そのつど適宜な方法で、最も適当と思われる人
を選定いたしました、これを内閣において指名し、
あるいは任命するということになつてゐるわけ
でございます。

○大竹委員 それでは次にお尋ねしたいのであり
ますが、これは申すまでもなく、特別な非常に責
任の重い最高裁の裁判官の退職手当をいまだで
以上に上げてあげようという趣旨であるわけであ
りますが、先ほど来申し上げましたように、在野
法曹からあつた方を特に考えようという趣旨な
趣旨からいいますと、やはり司法の一元化とい
うような点を考えまして、下級裁判所の裁判官と
いうものについても、ある程度考えるべき点があ
る、そして考へてやらなければ、下級裁判官に在
野法曹からなる人も少ないといふことも事実であ
るわけでありまして、その点に考へていられ
るか。ことに臨時司法制度調査会の答申等を見
ていただきますと、「弁護士から裁判官又は検察官と
なつた者が退職した場合に支給する手当につ
いては、その優遇措置を講ずることを考慮すること。」
それから「弁護士から裁判官又は検察官となり、
一定期間在職した後退職した者についての共済組
合年金制度の特例を設ける等の措置を講ずること
を考慮すること」といふような点を指摘してゐる
わけでありまして、これらについて御所見を伺
いたいと思ひます。

○鹽野政府委員 今回の特例法につきましては、
提案理由説明の中でも述べておりますように、最
高裁判所裁判官の地位の重要性、特殊性、さらに
はまたその任命の実情等にかんがみまして、特に
退職手当の支給率を高める等の特例を設けたもの
でございます。御承知のとおり、最高裁判所の裁
判官の中には常に数名の方々が、民間と申しま
すか、弁護士の方がお入りになつてゐるのが慣例で
ございまして、これらの方々につきましては、現在の
退職手当法は勤務報酬的な性格が非常に強いた
めに、これらの方々の裁判官としての勤務期間が比
較的に短い関係から、おのずから退職手当も少な
くさるを得なかつたわけでございます。たとへて
申しますと、五年間最高裁におつとめになつた方
が御退職のときに百五十万円程度の退職手当しか
受けられないといふのが現状であつたわけござ
います。そこで臨時司法制度調査会でも、その点
につきまして、弁護士から裁判官、あるいはその
他のものになる方々についての特別の配慮をする
ようにという御趣旨の意見が提出されたわけござ
います。それは必ずしもいふゆるキャリアの
裁判官よりも、弁護士から來られた方を差をつけ
て優遇せよという御趣旨ではなかつたように了解
してゐるわけでございます。ただ現状があまりに
低いから何らかの配慮を必要とするという御趣旨
であつたように承つてゐるわけでございます。そ
こで今回は、最高裁判所の裁判官の地位などの重
要性等にかんがみまして、最高裁判所の裁判官に
つきまして、このような特例を設けましたので、
その結果、弁護士その他民間からお入りになる方
方につきましても、相当な待遇の改善といふこと
ができることになつたわけでございます。また一
例をあげますと、弁護士から最高裁判所にお入
りになつて五年間おつとめになつたという方、先
ほど申しましたとおり、現在では退職手当が百五十
万円程度でございますが、今回の特例によつて計
算いたしますと、五年間で約千万円を多少オー
バーするといふ退職手当を差し上げることができ
るようになるわけでございます。

そこで、臨司の意見にもございまして、そ
れでは下級裁判所の裁判官の場合にはどうかとい
ふ問題が出るわけでございます。この問題につ
きましては、私も臨時司法制度調査会の意見は
全体として適切なものと考えられるので、この実
施について努力を払うといふのが政府全体の方針
でございます。その一部分といたしまして、私
どももいたしまして、これらの事項についても検
討を進めてゐるわけでございます。しかしながら
今回の特例法は、最高裁判所の裁判官の地位の重
要性等にかんがみまして特例をつくつたものでござ
いまして、この特例がすぐ下級裁判所の裁判
官にも及ぼし得るものとは考えられないのでござ
います。下級裁判所の裁判官の処遇といふこと
は、もとより重要な問題でございますが、これは
別途また最高裁判所以外の下級裁判所の裁判官の
給与体系のあり方といふことの一部分といたしま
して、今後検討を進めていかなければならない問
題であらうといふふうに考へております。

それから臨司では、弁護士から検察官にお入
りになつた方についても同様の御意見が出てゐるわ
けでございます。先ほど申しましたと同様の理由
で、今回考へましたような特例を検察官に直ちに
及ぼし得るものとは考えられないのでござい
ます。この点につきましても検察官にふさわしい給与、
処遇といふものがいかにあるべきかといふことを
検討いたしておるわけでございます。その重要な一
部分といたしましてさらに今後引き続き検討を
続けたい、かように考へておるわけでございます。

○大竹委員 次に御尋ねしたいのでありますが、
具体的な支給の点等を見ますと、勤務期間一年に
つき報酬月額百分の六百五十といふことになつ
ておるわけでありまして、この百分の六百五十と
いふ支給率の根拠と申しますか、計算の基礎と申
しますか、それはどこに求められたわけござい
ますか。

○鹽野政府委員 支給率の百分の六百五十の出
根拠についてのお尋ねと存じますが、実は最高裁
所の裁判官の地位の重要性等にかんがみまして退
職手当を増額することを考へるということになり
ますと、ある意味ではなるべく多いほうがいい、
こういうことになつたわけでございますが、退職手
当といふ以上は、おのずから何らかの限度があるわ

けでございす。また同時に、財政面の配慮というふうなものもいたさなければならぬわけでございます。そこで、このような各種の要素を勘案いたしまして、百分の六百五十という数が算出されたわけでございます。これは率直に申し上げますと、厳密な数学的な計算に基づいて算出されたわけではないのでございす。ただ、その考え方を申し上げますと、現在まで最高裁判所の裁判官であられてすでに退職された方、これらの勤続期間の平均を見ますと、七年余りという期間になっているわけでございます。そこで七年くらいで退職手当の最高限に達するように、もしいたしますと、平均以上に勤務なさった方の勤務期間が退職手当には反映しない、かようなことになってしましますので、やはり平均以上の期間をそこに考えることが必要であるということになるわけでございます。それじゃ長くおつとめになった方々ほどの程度であらうかということを見ますと、十年をこえる勤続期間の方々は非常に少ないわけでございます。全体の二割に達しないという状況でございます。そこで、いささか腰だめの感もあるわけでございますが、まず十年というところに目安を置きまして、十年間おつとめになった方が最高限度額の支給を受ける、かようなことを考えたわけでございます。そしてこの十年という期間は、御承知のとおり最高裁判所の裁判官につきましては任用の期間がないわけでございます。これは御承知のとおり十年ごとに国民審査を受けるということになっておりますので、最高裁判所の裁判官の方につきましても、やはり十年が勤務の一つの段階と申しますか。一つのまとまった期間だというふうな考え方もあるいはできようかと思つてございす。そのような事情を勘案いたしまして、勤続期間十年で退職手当の最高限に達するようにいたしますと、一年で報酬月額百分の六百五十というふうにいたしますと十年で最高限度に達する、こつう計算になるわけでございます。先ほど最初に申し上げましたように、厳密な数学上の計算

に基づいたものではございせんけれども、いま申し上げましたような考え方に基きまして、この百分の六百五十という数に到達した次第でございます。

○大竹委員 次にお聞きしたいのでありますが、検察官の俸給その他については、おのずから別に考えなければならぬというふうな御答へであつたわけでありませうけれども、たとえば、検察官と比べてみますと、検事総長の俸給額というものと最高裁判所の裁判官の報酬額というものは大体同額になっておるわけでありませう。少なくとも退職金とか恩給とかいうようなものは、ある意味においてはやめるときに俸給を基礎にして計算するといふのが一般のものと考え方であるわけでありませうが、そういうようなことから考えますと、たとえば最高裁判所の裁判官と検事総長というような者が、あまり違い過ぎるというふうな気もするわけでありませうが、そういう点についてはどうお考えになりますか。

○鹽野政府委員 御指摘のとおり検事総長の俸給の月額は最高裁判所の裁判官の報酬の月額と同額になっております。しかも検事総長は最高裁判所の裁判官と同じように認定官というところでございす。検察の最高幹部といつたしまして、その職務がきわめて重要であるといふことはいまさら申し上げるまでもないところでございす。そこで、この検事総長の退職手当なり給与の体系をいかにするかといふことは一つの非常に重要な問題でございす。しかしながら、今回の退職手当の特例法は、先ほど来申し上げておりますように、立法、司法、行政の三権といわれておりますその一つである司法権を行使する裁判所の最高の機関である最高裁判所の裁判官の地位の重要性、特殊性といふことにかんがみまして設けられました特例法でございまして、これを直ちに検事総長に及ぼしていくといふことは必ずしも適切であらうと考えられるわけでございます。そこで、検事総長等検察官の処遇の問題につきましては、別途検察官にふさわしい給与の体系というものがどういふものであ

るかといふことをさらに進んで検討を重ねまして、そうしてしるべき処置を考慮いたしたい、かように考へてゐる次第でございす。

○大竹委員 次にお聞きしたいのでありますが、これは法案のほうにあるのか、いまちよつとわからぬ点があるからお聞きするわけでありませうが、国家公務員の一般の退職手当につきましては、いろいろな場合に増減することがあるわけでありませう。自分の都合でやめるとき、病気でやめたとか、それからはなはだしいのは処罰の対象になつてやめたとか、あるいは裁判官には、最高裁の場合には国民審査の結果やめさせられるというやうな場合もないわけではありませうし、また裁判官の欠格事由の発生によつてやめなければならぬとか、いろいろな場合があるわけでありませうが、そういう場合については、この一般の規定を適用するのであるわけですが、それともこの場合には適用しないのであるわけですか。

○鹽野政府委員 お尋ねの内容は、二つ問題があるように思われるわけでございます。一つは、一般の退職手当法の場合には、退職の事情等によつて支給率が違ふ、それがこの特例法の場合にはどうなるかといふ問題と、一般の退職手当の場合には支給しない場合があるが、この特例の場合にはどうかといふ点と、問題が二つあると思ひます。

最初の支給率の点について御説明申し上げますと、御指摘のとおり、一般の退職手当法におきましては、勤続期間あるいは退職の事由等によりまして、それぞれの支給率が違つてゐるわけでございます。これは退職手当法の性格から来るものでございまして、退職手当の性格といふことにつきましましては、いろいろな考え方があつたわけでございます。たゞとせば老後の生活の保障であるとか、あるいは勤続に対する報償である、あるいはまた勤務中の功績に対する報償である、いろいろな考え方があるわけでございます。現在の一般の退職手当につきましましては、勤続報償ないしは功績報償といふ性格のものといふふうに理解されております。ことに勤続報償的な性格が非常に強いわけござ

います。そこで長くつとめた者ほど支給率が高い、こつういふことになつてゐるわけでございます。十年未満で退職した者よりは二十年までつとめた者のほうが率が高い。さらに三十年までつとめたほうが率が高いといふことで、なるべく長い間公務員としてつとめてもらいたい、そしてその結果いい率の退職手当を上げる、こつういふことになつてゐるわけでございます。ただ、長いほどいいと申しましたが、三十年をこえますと、また少し率が下がるといふふうな計算もあるわけでございます。それからさらに退職の事由でございませうが、そのように勤続報償的な性格が強いために、自分の都合だけでやめたといふ人の場合には比較的率が低い。役所の都合とか、あるいは長くおつとめになつて定年でやめたといふやうな場合には支給率が高い、こつういふことになつてゐるわけでございます。

○大竹委員 先ほど来申し上げましたとおり、今回の特例法は、最高裁判所の裁判官の地位の重要性等にかんがみてこつういふ特例をつくつたといふことでございまして、いわば功績報償的な考え方が非常に強いわけでございます。そこで同じ期間同じやうに最高裁判所の裁判官としておつとめになったといふ場合には、すべて同じ率で支給するといふことが相当であらうといふふうに考へまして、一般の例のやうに退職の事由とか、あるいは勤務の年限といふやうなものによつて差をつけたいといふやうにいたしてあるわけでございます。

それからもう一つのお尋ねの点、すなわち退職手当を支給しない場合の例でございす。これは現在までは最高裁判所の裁判官につきましても一般の退職手当法の適用がございまして、退職手当法の八条第一項に退職手当を支給しない場合が列挙してございす。それがそのまま適用になつたわけでございます。今回の特例法では、率等の計算を変へましたために、八条のその規定を今回の特例法にも準用いたしてございす。そこでこの特例法が適用になるやうになりましたが、現在まで

のとことと交わりがない、こういふことになるわけでございます。

その内容についてごく簡単に御説明いたしますと、一般の公務員の場合に退職手当を支給しないのは、まず懲戒免職になった場合、その他これに準ずる場合というのがございます。御承知のとおり裁判官につきましては懲戒免職というものはないわけでございます。懲戒の場合には戒告あるいは過料といふことになっております。これに準ずるものといひまして弾劾裁判による罷免というものがあつたわけでございますが、これが懲戒による罷免に準ずるものと考へられます。弾劾裁判によつて罷免された場合には退職手当は支給されないといふふうに解釈いたしてゐるわけでございます。

いま一つは、一般の公務員の場合には、欠格事由が発生したために退職するといふ場合、この場合には退職手当を支給しない、かようなことになっております。この点につきましては最高裁判所の裁判官につきましても同様でございます。かりに欠格事由の発生によつて退官されるというやうなことがあるといひますれば、その場合には退職手当を差上げない、かようなことになっております。ただし一般の公務員につきましても、欠格事由のうち、準禁治産、禁治産の宣告を受けたといふ場合には、欠格事由として退職にはなりませんけれども、この場合には退職手当だけは差上げる、かようなことになっております。その点も、裁判官につきましても同様でございます。

それから、裁判官につきましても多少疑問になりますのは、国民審査の結果退職になったといふ場合にはどういふことになるかという問題でございます。これは従来解釈いたしましては、国民審査の結果退職したといふ場合には、この退職手当を支給しないといふ場合に、この退職手当を普通とおり支給するといふふうに解釈いたしております。それは、退職手当を支給しないといふ場合は、本人に非行があつた、けしからぬことがあつたので退職する場合といふ考え方でござい

ますが、国民審査の場合には、国民が必ずしも適任と考へない、不適任だといふふうに判断したといふことで退職されるという場合に相当いたしますので、この場合には退職手当は支給するといふうな解釈をいたしてゐるわけでございます。

○大竹委員 最高裁判所裁判官退職手当特例法につきましては一応この程度で質問を終わりたいと思ひますが、ほかに関連質問その他がございまして、あらためてござつて、あと訴訟費用の法案のほうに……。

○鑑治委員 関連。参考資料の、先ほど言われた八を見ますと、いままで最高裁判所の裁判官をやられた方も載つておるのですが、これを見ますと、最初の三淵先生が長官になられたときの十五名の裁判官のあれを見ますと、どうも在野法曹、弁護士から出た者が非常に多かつたやうです。私がここで見るのは、庄野理一、塚崎直義、長谷川太一郎、谷村唯一郎、——木村氏はあとでやつたのじゃないかと思ひますが、真野毅、それから小谷勝重、これらはみんな最初に在野法曹から出た人じゃないかと思ひます。こう数えてみますと、六人か七人だつたと思ひます。現在は弁護士出身の方々は何人ですか。

○鹽野政府委員 現在は、弁護士出身の方というその範囲は非常にむずかしいこととございまして、在野から直接最高裁判所に入りになったといふ方はたしか三名であると承知してあります。

○矢崎最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。ただいま鑑治委員から御質疑がありましたやうに、最高裁判所が創立当時は学識経験者が五名、弁護士から入つた方が五名、裁判官から入つた方が五名でございまして、その中で庄野裁判官がおやめになりました、そのあとに穂積重遠さんが裁判官にお入りになりました。そこで学識経験者が六名、弁護士から入つた方が四名、裁判官から入つた方が五名、こ

で小林裁判官がお入りになったわけでございますが、小林裁判官は在野からお入りになったといふやうに一応考へられておるわけでございます。この場合は、学識経験者五名、弁護士から五名、裁判官から五名、こ

ういふことになっておるわけなものです。ところがこの比率がそのときどきに應じまして非常に変わりました、たとえば学識経験者が七名、弁護士から四名、裁判官から四名の方が四名といふやうに比率が変わつたときもござい

ます。現在は学識経験者が六名、弁護士から四名、裁判官から五名といふやうに私どもの中ではいわれておまして、従来入られた方の数を、おやめになった方を合せて合計いたしますと、裁判所から入られた方が十五名、弁護士から入られた方が十四名、それから学識経験者としてお入りになった方が十四名、合計四十三名といふやうな色分けになつてゐるやうでござい

ます。○鑑治委員 現在、弁護士から出ておるのはだれとだれですか。河村大助君とか……。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま弁護士会からの方は城戸裁判官、柏原裁判官、山田作之助裁判官、五鬼上裁判官が弁護士会からお入りになつた方といふことで、以上合計いたしまして、四名の方が弁護士会からお入りになつたといふやうにわれわれのほうでは考へておるわけでございます。

○鑑治委員 五鬼上君も昔は弁護士だつたんだが、弁護士をやめて判事になつてからもう二十年か

らの上だと思ひますが、戦争中になつたはずで、いずれにいたしまして、かりに五鬼上君を入れたにしましても、どうも在野法曹から出る者はだんだん少なくなつておるやうですが、これはやは

り在野法曹から出るよりほかのほうから出るのがよいといふことでされたのですか。それとも適任者がおられないといふことでだんだん減つてさういふことになつたのですか、一体どちらですか。

○鹽野政府委員 この点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これは内閣の任命でござい

ますので、私も事務当局としては正確には承知いたしてゐないわけでございます。考へ方といたしましては、在野の方よりもほかの方のほうがよいからそのほうを任命したといふやうな比較の問題ではないと存じております。そのつど、各界の方々の中から、その際最も適任だと思はれる方を選定して任命した結果ががやうな形になつてゐるというものであらうと考へております。

おらなかつたのだからそんなことはあたりまえだと言われれば、それはそれでかゝあきらめる者がおればけつこりですが、人間はなかなかそうはいかぬのです。裁判官からなればたいへんあれだが、われわれ弁護士からなるといかにどうもたいへんな差がある。こゝろを考へも弁護士から選ぶのに困難な一つの理由になりはせぬか、ないよりはいいけれども、そうするとわれわれ出てくるのですから。こゝろのことから考へますと、われわれはできるだけ在野法曹からいい人をもつてもらいたいと思う、この点に対する考慮をひとつやつてもらわなければいかぬと思うが、いかがでしょう。

○鹽野政府委員 今回の特例は、最高裁判所の裁判官の地位の重要性、あるいは特殊性にかんがみまして構成いたしました特例でございます。臨時司法制度調査会におきましても、弁護士から最高裁判所の裁判官その他の裁判官におなりになる方について、退職手当について特別な配慮をする必要があるという意見を提出されておるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、退職手当というのは、おのずから考へ方が従来からあるわけでございまして、いま鑑査委員のおっしゃいましたように、役人として勤務してないからしかなかつたと言われればそれまでだが、こゝろいうふうにおっしゃいましたが、現在の退職手当は、率直に申しますとそのような考へ方でききてゐるわけでございまして、そこで役人としての勤務期間の短い方、これについて何らかの配慮をするといひますれば、そのお入りになった仕事の重要性ということに着目して、特別な措置をとつていくということが比較的考へやすいわけでございまして、そのお入りになった地位の重要性に着目して特別な配慮をするということになりますと、いわゆるキャリアからそのポストにつきました者に、いわゆるキャリアからそのポストにつきました者について、その人はキャリアからきてそのポストについたのだけれども、そんなにたくさんもらう必要はないのだという考へ方ではなかなかやりにくいのでございます。やはりそのポストの

重要性というものを考へますと、どういふような経歴からお入りになった方でも、そのポストに就いた限り、そのポストにいる限りにおいては、同じ取り扱ひをするというのが一般の考へ方であらうと思つてございまして。

そこで、最高裁判所の裁判官の退職手当につきましては、このように特別な支給率、それから特別の期間の計算というものをいたしまして、かりにキャリアの人につきましても、最後に最高裁判所の裁判官として特別のこゝろの率の高い手当をもらふんだから、前のほうはやめておけというわけにはまいりたいかないわけでございまして、二十年、三十年といふふうには、長年勤務しておられるわけでございまして、これを全部切り捨ててしまふというふうになりますと、一般の官吏、公務員との公平が保たれないということになりますので、これはこれとして見てあげなければならぬわけでございまして、そこで御承知のとおり、現在の退職手当の法は俸給の月額に、従来の勤務期間を一定の率でかけ合せて、合計額を出すというのが退職手当の計算のしかたでございまして、今回は最高裁判所の裁判官については、百分の六百五十という高い率を考へました。したがういふ、そのかけ合はされる期間は、最高裁判所の裁判官としての在職中に限るわけでございまして、それより以前の、たとえばキャリアのほうでいいますと、下級の裁判所の裁判官としての勤務期間というものは、それにはかけ合はされないわけでございまして、最高裁判所におつとめの期間だけ、この百分の六百五十という計算をする、こゝろいうことになるわけでございまして、そこで、それでは下級裁判所の裁判官としての期間をどういふふうにするかと申しますと、これを計算するに、最高裁判所の裁判官の報酬月額を基礎として計算するわけにはまいりません。したがういふ、最高裁判所にお入りになる前の、たとえば高等裁判所の長官というものの給与を基礎として勤務年限をかけていく、こゝろいうことになるわけでございまして、その場合に

も、最高裁判所におつとめの期間をこれに算入することができないわけでございまして。かりに入れますと、二重取りの計算になるわけでございまして。そこでこのように特例法を設けました以上、それより前の職歴につきましても、前の段階の最終の報酬月額を基礎にいたしまして、それまでの勤務期間を一般の退職手当法の率でかけて、その段階における退職手当の額を算出する。そこで一応従来の前職歴については御破算にいたしまして、すべつの方が同じ立場で最高裁判所にお入りになつて、それから新しい退職手当の計算が始まる、こゝろいうふうな制度にいたしたわけでございまして、職歴が長いために、またいまのような事情で二つに分けて退職手当を計算いたしますために、何かキャリア、あるいは他の公務員から最高裁判所にお入りになった方については非常な得をするので、そのわりに在野から来られた方のほうが得のしかたが少ないじゃないかといふふうな印象があるいはお受けになるかもしれませんけれども、実際には決してさうなことでないものでございまして、ただ計算を二つに分けてするということにすぎないのでございまして。二重取りではないのでござい

ます。

○鑑査委員 これは始終出てくるわけですね。法曹一元論の出る根本の理由もそこらくるのですが、同じ年限、司法のために働いてきたが、在野であつたものと在朝であつたものとで区別があるといふことを私は考へてもらわなければならぬ、こゝろ思ふのですが、これはおまえ官吏をやつておらなかつたからさういふことを思ふのは、おまえのほうに非道だといわれればさうかもしれませんが、人間はなかなかさうはいかぬのです。それでついでですか私は聞きますが、最高裁判所の場合はそれでよろしい。普通の裁判官の場合でも、この間も私は何べんも念を押したのですが、二十七年新しく裁判官を採る、在野法曹からどれぐらい採るか、確かに採れるのか、いつもだめにだめを押しましたが、なかなか手がないのです。それというのは、一緒に研修所を出ておつ

た者が弁護士を十五年やつておつてそれで判事になつた、一緒に出て判事になつた者と弁護士から判事になつた者と、やめるときになつたたいへんな退職金の違いがある、いふや恩給に至つてはたいへんな違いがある、さういふところを考へますと、どうだひとつ一緒になつてやらぬかといつても、なかなか手がないのはあたりまえだと思ふのです。これらについてもどうです、あなた方考へておられますか。これは法務省から聞いてもよろしいし最高裁から承つてもよろしいのですが、考へておられますか。それともそんなことは眼中にないんだ、考へる必要はないと思ひになりますか。もしお考へになるとすれば、どういふことがいとお思ひになるか、ひとつこの機会に承りたいと思ひます。

○鹽野政府委員 先ほど来同種のお尋ねがござい

ますが、下級裁判所に弁護士からお入りになつた方についての退職手当ないしは退職年金についての特別な配慮という問題でございまして、率直に申し上げますと非常にむづかしい問題でござい

ます。先ほど来申し上げましたが、退職手当といふものの考へ方からいいますと、かりに勤続報償という考へ方をとりますれば勤務期間が違ふのだからこれはしかたがない、こゝろいうことになりまして、功績報償という考へ方からいいますと、同じ仕事をしているといふことでござい

ますが、特に弁護士からこられた、在野からこられたといふことで特別な配慮をそこに入れていくといふことは、現在の退職手当の考へ方からは非常にむづかしいと思ひます。それからかりに退職手当を老後の生活保障といふふうな趣旨で考へてみましても、下級裁判所の裁判官をおつとめになつてやめられた方の老後の生活の保障ということになりますと、やはりどういふ経歴の方でも、同じように考へて差し上げるというのが一般の考へ方であらうと思ひます。そこで現在のようになつて、在野からお入りになつた方について何らかの特別な措置を講ずるといふことは非常にむづか

しい問題でございます。端的に申し上げますれば、それは結局民間から人材を吸収するというために、お入りになる方の、少ないポストに優秀な人を吸収したいというための、何か人を求める、求人の一つの政策というふうな考え方にあります。あるのか、あるいはまた弁護士として仕事をしておられる方は非常に収入が多い、下級裁判所の裁判官になると収入が減るんで、しかも先も心配だ、こういうことが問題だといいたしますと、それは何か得べかりし利益の補償というふうな考え方になっているのではないかと。そういたしますと、問題は從來考えております退職手当というものを離れた別途の配慮から手当をしていかなければならない問題ではなからうか、こういうことになりまして、さういふ制度というものは、御承知のとおり現在までの日本の法制では見受けられないように考えられるわけでございます。ここらあたりの点についてさらに説明をしていかなければ、退職手当でいまの問題を補つていくことは非常にむずかしい問題であらうと思つてございます。そこで先ほど申しましたようにそういう問題がございまして、それならば下級裁判所の裁判官について、全体の問題として処遇を考えていくということ、その一環として弁護士の方々の処遇もこれに含まれるというふうな考え方で検討を進めていくほうが、従来の考え方からいけば比較的進めやすい考え方はなからうかというふうに考えているわけでございます。

それから退職年金の問題でございますが、これは御承知のとおりいまの退職年金は昔のような恩給ではございませんので、共済組織による保険数理に基づく社会保険というふうな形になっているわけでございまして、その費用も本人が四〇数%負担するということになっているわけでございまして、そこで、従来この組合員でなかった期間につきましてこれを計算に入れて退職手当を差し上げるといふことは、現在の共済組織のものと退職年金では非常にむずかしいことなのでございます。これは臨時司法制度調査会でもあるいはさうな

議論が出ていたのではないかとと思いますが、場合によつては弁護士会の方で公的年金制度というふうなものをおつくりになつて、それを一般の共済年金と通算するといふふうな制度でもできますれば、この問題は比較的スムーズに解決できるのじゃないか、あるいは解決の方向としてはさういふような方向が一番考えやすいのじゃないか、うかといふふうに考へておられる次第でございます。

○鑑査委員 私、司法制度においては特別の考へを持っていいのじゃないかと思つて、この機会に私の考へ方を申し上げておきたいと思つて、いま最高裁判所の裁判官になるのは、何十年間弁護士をやつておる、その基礎があればこそなるのであつて、ただばかりとなるのじゃないのです。だから、その裁判官になり得る基礎にあつたといふこと考へてくると、私は特別の考へを持ってしかるべきものじゃないかと思つて、この点われわれは主張したいのです。一番いいのは、何といつても法曹一元を実現すれば文句はないのです。文句はないのですけれども、これにしましても、やっぱりキャリアもまただいたい違つてきますから、弁護士を十年やらなければ裁判官になれない。十年やつた後に選ばれて裁判官になるとすれば、その十年という基礎にもそれはよほど考へなければならぬ。その間に間違つたことをしておればならぬわけなんです。裁判官としての修業を積んできた者だ、こゝ考へてくれれば、これは特別に取り扱いをしてよろしい、こゝ思ふのです。この意味においてできるだけ法曹一元制度を実現してもらいたいと思つて、それができないので、こゝいうことでやられるのであれば、それらの点を考へられぬとなかなかこの難問題は解決できぬと思つて、この際、いつかはそれを申し上げてみたいと思つておりましたが、とくと御考慮を願われんと、いずれは非常なめんどろな問題にぶつかつてくる、こゝ思ひますので、この点特にひとつ御研究を願つておいて、私の質問を終わります。

○大久保委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は、最高裁判所裁判官の退職手当特例法案について二、三お尋ねをいたしたいと思つて、まず裁判官の報酬の問題をお尋ねいたします。

一般の公務員、すなわち行政官の待遇につきましては人事院といふものがあつて、これが適正な報酬等を考へ、それを政府に勧告をする。ベースアップの要する場合には、この人事院勧告に基づき、また政府を構成する何百万という行政官が背後にあるので、大きな力となつて国家の財政当局すなわち大蔵省と折衝する、こゝいうことになりまして、一般行政官のベースアップは実現がしやすい、こゝ思ふのでありますが、裁判官の場合いかなる報酬が適正であるかといふような判断、またこれをどんな方向へ財政当局と折衝して実現をはかるか、こゝいう点で裁判官のほうはいふ力不足のような感じがする。そういうことが裁判官の待遇に影響しやしないか、こゝ考へられますが、この点最高裁判所はどんなふうにお考えになりますか、またどんな手続でそうした待遇について適正な措置がとれるか。また、ベースアップ等の場合にどんなふうにしてこれを主張し実現をはかるか、お尋ねしたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬につきましては、いま竹谷委員から御指摘のとおり、まだ私もいたしまして臨時司法制度調査会での答申どおりの報酬が実現されたと思つておりませんし、また、そのために、われわれとして十分努力したさなければならぬといふことを痛切に感じておる次第でございます。昨年のベースアップの際には、裁判官の報酬はいわゆる三号以下の報酬についてだけベースアップがあつたにとどまりまして、それ以外のものについては全部据え置きといふような状態が現状であります。これにつきましては今後なお一そう努力いたしまして、裁判官にふさわしい報酬の体系の樹立に努力いたしたいと存じておるわけでございます。

人事院のベースアップの勧告等がありました場合に、それに準じて最高裁判所の裁判官の給与等について案をつくつて、そして大蔵省に折衝する、こゝいう手続をとつておられるのか。また、他の何らかの手段方法を講じているのか。それを伺いたい。

○鹽野政府委員 裁判官の報酬は、裁判官の報酬等に関する法律によつてきまつておるわけでございますが、この法律は法務省の所管になつておるわけでございます。それは、この裁判官の給与の問題が司法制度の重要な一環である司法の独立を担保するといふ意味において、司法制度の重要な分野であるといふふうに考へられますので、法務省の所管に属してゐるわけでございます。そこで法務省でこの給与の改定等の立案をいたします場合に、最高裁判所の御意見を十分に伺ひまして意見を聴取した上で、この改正案を立案するといふことになつておるわけでございます。ただ御承知のとおり、給与でございますから予算を伴いますので、その面でも最高裁判所におかれまして大蔵省と予算面の折衝をされて、そしてその結果、その内容が法制としておかしくない形のものであるかどうかといふ法制度面からの検討を加へまして、報酬法の改正をしてベースアップをしていく、こゝいうことになつておるわけでございます。それから御承知と存じますが、裁判官の報酬法の中に一般の官吏についてベースアップをする場合には裁判官についても同じような手当をすべきものだという規定が報酬法の十條にあるわけでございまして、一般公務員について人事院の勧告に基づきましてベースアップが行なわれる場合には、これに準じて裁判官の報酬につきましてもベースアップの方途を常に講じておるわけでございます。

○竹谷委員 裁判官はその職務の特殊性と責任の重大性という点にかんがみて、特に待遇をよくしなければいかぬ、こゝいうのでGHQあたりの勧告もあつて、一般の公務員よりも三〇%から四〇%高く給与をきめるといふようなことで実施されたと思つたのですが、自來十数年たつたのですが、そ

の同一般行政官と裁判官との待遇の開きが、当初処置したような三〇%から四〇%高いというその線が現在も維持されているかどうか。あるいは低くなっているのかと私は心配する。ことに上のほうや下のほうが顧みられないで、中ほどのところは一般公務員、行政官に準じていくが、最高裁判所の判事などの場合にはなかなか上がらぬというように、一般行政官よりも三、四〇%高くするという方針は維持されていないんじゃないかと思うのですが、その点、数字の上で現状はどうなっているか、お答えを願いたいと思います。

○鹽野政府委員 裁判官の報酬の問題につきましては、御指摘のとおり、当初から一般の公務員よりも高い額がしるべきものだという考え方があり、その中でございます。現在においてもさうなことでござります。ただ、一般の公務員の給与体系が、いろいろ年月がふるに從つて変わつてまいりますので、それに合わせましてできるだけ裁判官の報酬という問題についても、かりにおくれをとると申しますか追いつかれると申しますか、さうなことのなによりに常に相當の報酬を支給できるようにできるだけの配慮をいたしているわけでござります。

そこで、實際の問題でござりますが、最高裁判所の長官は内閣総理大臣と同じ月額になっております。それから最高裁判所の裁判官は国務大臣と同じ月額になっております。その次が東京高等裁判所の長官でござりますが、これは従来官房長官と同じ額というふうになっていたわけでござります。その他一般の裁判官につきましては、判事一号が二十一万円というところでございまして、それから十九万、十五万何れというふうな状況になつてゐるわけでござります。一般的に申しまして、一般の国家公務員よりは相當高い報酬月額になつてゐるわけでござります。

○竹谷委員 結論的に言つてどうですか、いま言つたような程度の幅をまだ持つておりますか。幅がもっと縮減されてはしませんか。また下のほうはどうなつてゐますか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 たいま御指摘のとおり、最初の、新憲法ができて以来充足された裁判官の報酬につきましては、判事は次官と同額でございまして、したがって、たいま御指摘のとおり、確かに裁判官の報酬は行政官の報酬に比べて数等上だつたわけでござります。しかしながら、その後次第に裁判官の報酬と同じように行政職の報酬が高まつてまいりました。したがってその差異はだんだんとなくなつてまいつたわけでござります。現在は、鹽野法務調査部長からたいま御説明がありましたように、判事一号が次官とほぼ同額ということに相なつておるわけでございまして、判事の最下段が本俸九万六千円ということに相なつておるわけでござります。そしてそれまでの判事補の十年間の時代につきましては号俸が十二号に分かれておりました、非常に小刻みに昇進していくということに相なつておるのが現状でござります。

この報酬につきましては、いつも当委員会いろいろな御配慮をいたしましてお世話になつてゐるわけでござりますが、先ほど申し上げましたように何となく少しもいい、裁判官にふさわしい報酬制度ができて上りますよう、私どものほうもいたしまして予算面で極力努力いたしたい、こう考へておる次第でござります。

○竹谷委員 日本国憲法では、裁判官は、独立して憲法並びに法律に從つて神明に誓つて正しい裁判をするという非常に重要な司法面における国家意志の決定者でありまして、一般の官吏が大臣の指揮監督を受けてやる場合とは違い、その職務は非常に崇高であり、またその責任は重大である。こういう点にみても、一般公務員等に對するよりも、待遇の面でもこれを十分守つていくというのが新憲法の精神ではないか。だとするならば、新憲法発足当時のその精神をあくまで貫いて、日本の裁判の神聖を保持し、国家のほんとうにりつぱな判断が生まれるような、そういう裁判官に對する待遇が維持されなければならぬのではないか。私、こまかい数字は一々存じませんが、一般的に

言つてそういう面でもうだんだん差がなくなつてきてゐるんじゃないかという感じがいたします。この点、どうも司法、また裁判官は、神さまのようになりつて過ぎてその力はなほだ貧弱であり、財政面の点では主張することがなほ足らないのではないか。法務省も最高裁判所もこの問題に最大の努力をして、日本の裁判の崇高性を一そう実現するように御努力を願いたいと私は考へます。

次に、今度のこの特例法によりまして、一般職員は裁判官から引き続いて最高裁判所の裁判官になります。同じ裁判官であるがそこで切れてしまふ、そして新たな待遇をしていくということになります。これは最高裁判所の裁判官になる前の年限を通算すると非常に多額になるし、年数も長くなるからここで切つたのだろつと思ひますが、そういう意味で継続して裁判官から最高裁判所の裁判官に就職する場合にここで断ち切つたのであるか、その趣旨を御説明願ひたい。

○鹽野政府委員 たいま御指摘の点は竹谷委員の仰せのとおり考へ方でございます。最高裁判所の裁判官としての在職期間について高い支給率を定めました関係で、下級裁判所の裁判官から最高裁判所へ上つてきた方につきましては、その最高裁判所にお入りになる前の期間と、最高裁判所にお入りになつてからの期間を別々に分けまして、それぞれそれぞれの支給率に合せて、しかも基礎的金額は、片方は最高裁判所の裁判官としての報酬月額、一方は前職歴、たとえば東京高等裁判所長官の報酬月額というものを基礎にいたしまして計算するわけでございまして、最高裁判所の裁判官についてこのやうな特例を設けました関係上、計算を二つに分けなければならぬということから、このやうなことになるわけでございまして、「退職したものとみなす」というのは、退職手当の計算についてそういうやうな退職したものとみなすという措置で計算していく、こういう趣旨でござります。

○竹谷委員 先ほどわれわれの手に配付された「最高裁判所の裁判官の退職手当額と主な前歴」という資料の一番最後のページの四人の退職最高裁判所裁判官の前歴を見ますと、みんな裁判官もしくは公務員だった人、したがつて、退職手当の額は千八百万、千四百万というふうな相當の額になつておる。ところが最初のページの田中耕太郎さんのときは、十年勤務期間があるのですが、わずかに三百八十三万、これは大学教授、文部大臣の前歴があるのですが、これは最後の報酬月額が違ふせいでか。最後のページの四人は裁判官、公務員と最高裁判所の裁判官との勤続年数が通算された結果こうなつたのであるか、また弁護士から出た方などは何十万円、百万にも満たない。非常に格差がひどい。これを御説明願ひたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 たいま御質疑がござりました田中耕太郎前長官につきましては、御承知のように、田中前長官は東大教授、文部大臣等をなすつておられまして、それをおやめになつて、それからまた参議院議員にお入りになつておられるわけでござります。したがって、その退職手当の金額の基礎となるものが、最高裁判所長官でおいでになつた時代だけの年数が基礎となつておりますので、ここにござりますように、三百八十三万というやうな少ない金額に相なつておるわけでござります。これがたいま御審議いたしております退職手当特例法によりまして、十年間おつとめになれば最高金額までいく、こういうことに相なるわけでござります。それから三枚目をござらんいたしまして、おわかりでございますように、ここにござります霜山精一裁判官でござりますが、霜山裁判官も一度おやめになりました、それから裁判官にお入りになつておられます関係上、二十七万というやうな少ない金額になつておるわけでござります。それから次の井上登裁判官でござりますが、井上裁判官は、勤続年数四十年というやうに、長い期間おつとめになつておられる方でござりますけれども、しかしながら、この当時は基礎となる報酬月額が低うござりますために、四十年の永年勤続でございま

しても、三百七十六万というような低い金額に相
なつておるわけでございます。

一番最後の御指摘の裁判官につきましては、こ
れは勤続年数が長いことと、現在の報酬月額が大
臣と同額という関係で、このような金額に相なつ
ておるわけでございます。

○竹谷委員 次に、今度特例法で支給しようとい
う退職手当は、報酬月額の百分の六百五十とい
ふふうになっておりますが、いま国にはたくさん
の公社、公団、公庫、そういうものがありまして、
そのうちで公団などの例を見ると、報酬月額の百
分の七百八十になる。そういう基準で公団、公庫
等の予算なども要求している。またそういう規定
を公庫、公団等に設けている。またそういう規定
が、これはどういふ特殊な公務員でございませ
うか、これはどういふわけで、こうした公社、公
団、公庫等もこうした退職手当をきめるについ
て、相当の根拠があったのだらう。最高裁判所裁
判官は、これよりも二割方低い、こういうこと
である。ようございませうが、そうすると、最高
裁判所の裁判官のほうが公団、公庫の総裁、理事
等よりも低く評価されるというのではなほだ不
可解に思ふのですが、これはどういふわけで
ございませうか。

○鹽野政府委員 御指摘のとおり、公団、公庫
の役員は退職手当につきましても、支給率が百
分の七百八十という計算になつておるわけで
ございませう。公団、公庫等の退職手当につ
きましても、これは年額計算ではございませ
う。一月につき百分の六十五といふのが正
確なところではございませう。しかしながら、こ
れを年に直しますと、ただいま御指摘のよう
な額になるわけではございませう。計算として
は御指摘のとおりでございます。

そこで、それと最高裁判所裁判官の特例の支給
率とが違ふのはどういふわけか、最高裁判所
のほうに低いのは特にどういふわけかとい
うお尋ねでございます。私どもも、この特
例法を考へます際に、公団、公庫等の退職
手当の特例につきましても、いろいろ調査
いたしましたわけでございませう。ところが、
一月につき百分の六十五といふこの数字は、
これは、これは必ずしも厳密な数学的な計算
に基づいたものではないといふふうに思はれる
のでございませう。そこで、このようにな
る百分の六十五といふふうな計算をしてい
る例があるといふことを一つ頭に入れて
まして、さて最高裁判所につきましても、さ
ういふ率で相当であらうかといふことを考
へてまいりませう。いろいろ財政面その他
の要素もございませうが、結論といたしま
しては百分の六百五十といふ計算に落ちつ
いたわけでございませう。その考え方とい
うことは、先ほども申し上げましたよう
に、従来の裁判官の方々の退職の際の平均
勤続期間といふようなものを勘案いたしま
して、十年間おつとめになつた方が今回の
退職手当の最高額をお受けになるようにす
るために、逆算してまいりませうと百分の
六百五十といふ数字が必要でございませう
ので、一応この特例法におきましては百
分の六百五十といふ数字を採用した次第で
ございませう。

○竹谷委員 日本国有鉄道、あるいは日本専
売公社、日本電報公社、こういうところは、
これは最高裁判所の裁判官よりも、総裁、
トップの人はずつと月額報酬が高い、普通
の住宅金融公庫だとか国民金融公庫だとか
七つ、八つあります。また国立の銀行や輸
出入銀行、あるいは各種のたぐさんの公団
があるが、大体総裁の月額が三十二万円
である、副総裁は二十六万円、こういう
ふうな非常に高いのでありますが、これら
の人は給与月額の六五〇に勤続月数を掛
けた、結局一年にすれば七八〇といふ、
二割方最高裁判所の退職手当よりもい
い、その差別の根拠はないように思は
れる。その職務から言ひましたならば、比
較的に重要な職務が最高裁判所の裁判官
にはある。この点片方は裁判官で、向
こうは国家的な事業をやる公団、公庫、
重要な職務から言ひてむしろ大切な
国家的機関ではございませうが、最高
裁判所の裁判官はそれが見てもなお一
つ重要な職務も高い。また責任

の重大な職務もございまして、こ
ういふ点からいってむしろ公団、公庫
のそれよりもはるかに高くなければなら
ぬ。これが低いといふことは、これはな
はだもつて理屈に合わない。予算がない
といふことになるかもしれない。公団、公
庫もつまることとなるかもしれない。し
かも、昭和四十一年度の予算等におい
て、あるいは法律案等で副総裁、ある
いは理事といふようなものを非常に増
加して、一公団で九人も十人も役員が
いる。最高裁判所は全部で十五人しか
いない。一つの公団で九人も十人も役
員がおり、それが何十といふ公団、公
庫がある。そこに費用はたいへんなば
く大なものだ。それに比べれば十五
名の裁判官の退職手当は微々たるもの
ではないか。予算がないといふは言は
せない。裁判官に対する待遇について
政府はきつめて熱意がない、こう断
ざるを得ないのでございませう。山本
政務次官、いかがですか。こうした
公団、公庫と比較にならない重要な
職務と重大な責任を持つ最高裁判
所の裁判官の退職手当について、公
団、公庫よりも低く見るといふことは、
これは国家として考えなければなら
ぬ、いかがお考えですか。

○山本利政府委員 ただいま竹谷委員からお
話のありましたように、最高裁判所の
裁判官といふものは、非常に重要な
地位の高いものであります。すな
わち、これに對してはできるだけの
優遇措置を國家として講じなければ
ならぬといふことは、これはだれ
しも異存のないところでございま
す。ところが、今回法改正の提案を
しております以前におきましては、
これはまことに低いものでございま
したので、これをどの程度まで上げ
るかといふことについていろいろ
各方面においても比較、検討をいた
しまして、結局、今回は原案として
この程度におさまつたわけではござ
いませう。これがただ世間的に、い
ろいろ収入だけの点から申しますと、
公団、公庫等の以外にもつと多額の
収入を持つておられる方もあるか
と思ひますけれども、われわれは
いたしましては、できるだけ優遇措
置を講じたいといふところで、い
ろいろ現職の各官庁の長官

の他政府当局の者とも比較、検討
した結果が、大體今回はこの程度
でいいところにおさまつたわけでは
ございませう。御趣意は十分に承
知いたしまして、私どもも同感で
ございませう。

○竹谷委員 公団、公庫等の役員に就
職する方は、長年各方面に活躍され
た方で、ことに公務員をやつてから
入られる方が多いので、どうしても
捨て山で、隨居仕事のように世間
で見られる向きも非常に多い。それ
に非常な待遇をしておいて、最高
裁判所の裁判官は長年の間法曹の
ために心魂を傾けて研究をし、勉
強をし、その英知を發揮して、獨立
して國家最高の法律的判斷を下さ
なければならぬ、非常に重要な、
責任の多い心身を勞する仕事なん
です。これを隨居仕事として公団、
公庫以下に見るといふことは、國
家のために必要であらうと思ひま
して、反省を促す次第であります。

次に、これは事務的にありますが、こ
の裁判官の在職期間を計算するに、
何年何月といふのは、これは何月
は切り上げるのですか、切り下げる
のですか、どういふ計算になります
か。これは一年分だと相當の數にな
りますが……

○鹽野政府委員 一年何月、ある
いは二年何月といふ場合には、一
般の退職手当法の場合と同じよう
に、何月分の分は切り捨て、年単位
でいくわけでございませう。

○竹谷委員 先ほど来申し上げる
ように、公団、公庫に比べて非常
に低いので、せめてもの救済手段
としてこれは切り上げはできない
のですか。一年五月は二年にする
、それが一年十一月であつてもた
だの一年、これははなはだ残念な
ことではございませう。これは切
り上げるという解釈はとれないで
すか、かりに法律案を修正しな
くとも、どうなすか。

○鹽野政府委員 今回の特例法は、
御承知のとおり一般の退職手当
法を基礎といたしまして、それに
支給率等につきましてもの特例を
かぶせていくといふ考へ方で構成
されておられますので、支給率等、
特段の事情のない場合は、なるべく
一般の退職

○竹谷委員　さらに念を押しておきますが、特例法案第二条の第二項によると、十年で切っちゃう

額にしておくという根拠は一体どこにあるのか。

○野野政府委員 御指摘の証人等の宿泊料は、仰せのとおり公務員の最下位と申しますか、六等級級以下の職員のそれと最高額を同じくいたしているわけでございます。これはただいまも御指摘がございしましたが、従来の沿革もございます。従来の状況を見ますと、戦争後国家公務員の宿泊料が一

聞における参考人とか、あるいは労働保険審議会の審査の場合の参考人というようなもの、各種のものが大体同じような形で構成されておりますので、今回のところは、やはりその一般のレベルに合わせて、かような形でただ額だけを改定していくというものとどめたわけでございますが、全体の問題としてただいま御指摘のような問題が確

先ほどいろいろな例を申し上げましたが、各種の例も大体そういうふうな考えの方によっておりまして、旅費の場合には比較的最高限を上のはうにきめるといふような考えの方があるように思われるののでございます。この点もやはり御指摘のように問題があります。それならば車馬賃のところはなぜ一番上まで持っていないかというふうな問題

もございまして、これも将来の研究問題としてさらに検討を進めるといふことにしております。

○大竹委員 次に地方の区分であります。訴訟費用等のこの本法案のほうによりますと、「六大都市」と「その他」という区分になっておりますが、この「国家公務員の宿泊料」についてこれによりまして、「甲地方」「乙地方」ということになっておるのではありませんか、それならこの宿泊料は、国家公務員の甲地方は六大都市に当たり、その他は乙地方に当たる、こう了解してよろしいのですか。

○鹽野政府委員 御指摘のとおり、この訴訟費用関係におきましては六大都市とその他というふうな分け方をいたしております。国家公務員のほうは甲地方、乙地方ということになっております。そこで、この甲地方と申しますのは勤務地手当のございまして当時四級地、一番まあ物価の高いところを甲地方、こういうことになっておるわけでございます。現在では御承知のとおり勤務地手当というものはなくなりまして、それをだんだん本俸に繰り入れるということで一部が暫定手当という形で残っておりますわけ、現在では勤務地手当という名称はないわけでございます。以前ありました当時の勤務地手当の四級地に相当するところと申すのが甲地方、こういうふうにいわれているわけでございます。その考え方は、この訴訟費用の場合に六大都市とその他と分けてございすのも、すでに御承知のとおり、比較的物価の高いところとそうでない場所ということで区分したわけでございます。それから甲地方、乙地方という区分もやはり同じような配慮のもとに勤務地手当を支給するというで、最も支給を必要とする場所が甲地方、四級地、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、考え方としては共通の考え方でございますが、この訴訟費用のほうが先にこういふふうに六大都市とその他というふうな区分をいたしてまいりました関係で、先ほどいろいろな証人、参考人の例をお話ししましたが、大体

この参考人、証人の宿泊料につきましては、六大都市、その他というふうに分かれておるのが非常に多いわけでございます。そこで、さうな証人、参考人の中でも、たとえば海難審判の証人等につきましては甲地方、乙地方というふうな分け方をいたしております。それから労働保険審議会の参考人というふうな場合も同じように甲地方、乙地方というふうに分かれております。その他の場合には大体六大都市、その他という、訴訟費用と同じような考え方になっておるわけでございます。

そこで、それではどの程度に違つかと申しますと、六大都市よりも甲地方のほうがかなり広いのでございす。甲地方すなわち四級地がどういふものであるかというところは、一覧表に詳細に出ておるわけでございますが、たとえば申しますと、東京では八王子市、三鷹市、武蔵野市、立川市というふうなところが甲地方に入っているわけでございます。御承知のとおり六大都市には入らないというところになっておるわけで、そこにギャップがあるわけでございます。これはどういふふう整理するかというところは一つの大きな問題でございます。訴訟費用関係の多くの証人、参考人というものが、やはり従来どおり六大都市、その他というところで現在区別されておるわけで、これも一ぺんにその訴訟費用だけを急に公務員並みに合せていくということもむずかしいことで、全体を見て整理する必要があるというので、いまおっしゃいましたような問題があるというところを頭に置きまして、今後訴訟費用の制度を整備する際にその一環として検討を進めてまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

○大竹委員 そこで、この際、今後お考えになるというのでございすので、希望申し上げておきたいと思うのでありますが、いまおっしゃったように六大都市、そういうのと、甲地方というのを、たとえば八王子市なんかは甲地方に入るけれども六大都市に入らぬというふうなことは、ことばどおりいえばそうなるのでありますが、私はむしろ全国的に見まして、私どもが歩いて旅行なんかし

て考えてみますと、たとえば新潟、私どもは新潟が選挙区で非常によく行くわけですが、私は宿泊料なんかむしろ東京より高くあつても安くないように思つておるわけですが、そういうふうなことから見ますと、いまのようないいいますか、六大都市付近を考慮するの必要でありましたけれども、全国的に見てもう少し、どういふ表現にいたしますにしても、もつとこの表を再編成する必要があるように思つておりますが、その点についてお考えを聞きたい。

○鹽野政府委員 非常にもつともな御指摘でございます。私どもも今後さらに検討いたさなければならぬと存じております。ただ、現在の額が低過ぎる。それから、全国一律に考えたらどうか、最高限度でもあるから、こういう御趣旨でございます。国家公務員のほうはなるほど最下位のところに合せてございすけれども、六等級以下の職と申しますのは、係長にもそろそろなるといふのが六等級でございまして、必ずしも非常に低い職というわけでもないわけでございます。非常に低い、たとえば昔でいう雇にでも相当する宿泊料ということではないのでございまして、その点、ひとつ御了承をいただきたいと思つて、それから全国一律の問題でございす。これは今後の検討問題として慎重に調査研究いたしたいと思つて、ただ一つだけ私どもが考えておりますのは、これは御承知のとおり訴訟費用になるわけでございます。結局的には当事者負担ということになるものでございすので、ただ裁判所に出てきて、いわば裁判所の手伝いをしてもらう証人、参考人であるからなるべく待遇をよくするという考え方はもつともものではございす。それがただでは必ずしも割り切れないわけでありまして、結局その費用が当事者にかつてくるという面がございすので、高ければ高いだけいいという考え方も進めないものがございす。その点をあわせて考慮いたしまして、将来さらに検討を進めて適切な措置をとつてまいりたいと思つております。

○大竹委員 それでは、最後に一つだけお聞きしておきますが、執行吏の恩給が年額六万円ですか、それより低かつたものをそこまで引き上げてやるというのでありますが、一体この最低限を引き上げてもらうことになる執行吏はどのくらいおるのですか、金額にしてどういふことになりますか、お伺いします。

○鹽野政府委員 お手元に訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案参考資料というものが差し上げてございす。その一番最後に「三 執行吏恩給受給者数」というのがございす。この表を御説明申し上げます。一番目が「給与事由の生じた日」すなわち退職した日でございす。それから二番目が「恩給年額算出の基礎となる俸給年額とみなすべき額」いわゆる仮定俸給年額といふものでございす。それから、それぞれの金額による受給者数がその下にございす。その一番下に「三六八一人」という出ておりますのは、現在年額が六万円に満たない者でございす。したがしまして、この法律改正によりまして三十七名が六万円に切り上げられる、こういうことになるわけでございます。

○大竹委員 金額はどういふことになりますか。三十七に六を上げればよろしいということになるのですか。

○鹽野政府委員 六万円に切り上げられる者が三十七名おられます。その切り上げによって要する経費でございす。これは二十七万七千円、恩給局のほうに計上してございす。

○大竹委員 終わります。

○大久保委員長 次回は明十一日午前十時から理事会、午前十三時十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会